

各 位

## 平成29年1月1日改定・実施の日本卓球ルール（改定概要）

公益財団法人 日本卓球協会

平成28年1月1日と平成28年3月一部修正の国際卓球連盟ルール改定を受け、国内ルール改定を行います。

- (注)・波線のアンダーラインは、国際卓球連盟（ITTF）が2016年1月および3月に新設したり、変更したり、追加したりしたものであることを示す。  
 ・二重線のアンダーラインは、日本卓球協会が独自に新設したり、修正したり、追記したものであることを示し、2017年（平成29年）版で修正する予定のものであることを示す。

## 1. 条文

## 第2章 競技ルール

## 2.5.1 アドバイス

2.5.1.3 競技者は、それによって競技が遅れさえしなければ(2.4.4.1)、ラリー中を除いていつでもアドバイスを受けることができる。アドバイスを与えることを認められた者であっても、違法にアドバイスをした場合、主審はイエローカードを掲げ、これ以上そのような行為が続けば競技領域から遠ざけられることになる旨、その者に対して警告する。

（国際卓球連盟では平成28年10月1日適用開始）

2.5.1.3.1 高校生以下の大会では、競技者は、ゲームとゲームの間の休憩時間、あるいは認められた競技の中断時間にのみアドバイスを受けることができるが、練習時間終了時とマッチ開始の間はアドバイスを受けることはできない。アドバイスを与えることを認められた者であっても、このほかの時間にアドバイスをした場合、主審はイエローカードを掲げ、これ以上そのような行為が続けば競技領域から遠ざけられることになる旨、その者に対して警告する。

（※ H.28.6.1 改定の国内現行ルール）

（※2.5.1.3.1は、旧2.5.1.3に「高校生以下の大会では、」を追記してそのまま移行。高校生以下の大会を対象とした国内限定ルール。）

## 2.5.2 競技者、監督、コーチのバッドマナー

2.5.2.8 重大な不正行為やマナー違反の場合には、主審の報告によると否とにかかわらず、審判長は競技者の試合、競技種目または全競技の出場資格を取り消す権限を有する。この措置を行う場合に、審判長はレッドカードを掲げるものとする。出場資格取り消しを正当化しないようなそれほど重大ではない違反の場合には、審判長はそのような違反について大会運営委員会(2.5.2.14)に報告するかどうか決めることができる。

2.5.2.14 大会運営委員会は、指名された大会委員長および競技委員長、審判長等からなり、適切な制裁を決定するものとする。

2.5.2.14.1 資格取り消しを正当化するような重大な違反の場合は、大会運営委員会は理事会に報告する。報告を受けた理事会は、競技者規程（罰則）第12条にもとづき懲罰小委員会を設置する。

2.5.2.14.2 懲罰小委員会は審議・理事会報告し、競技者は理事会の決定により罰則を受けるものとする。

2.5.2.15 違反した競技者、アドバイザー、役員による理事会の決定に対する抗議は、JTTAに15日以内に行うことができるが、JTTAの決定は最終的なものとする。

2. 公布年月日  
平成28年10月1日

3. 改定年月日  
平成29年1月1日

以上